

国際会議規程細目

(総則)

第1条 本規程細目は、本学会が関与する国際会議の諸手続きについて定める。

(開催形式)

第2条 国際会議の開催形式は、規模や本学会の関与の程度等により次のとおり分類する。

(1) 単独主催 (Sponsored by)

夫々次の条件に該当する場合、電気学会主催あるいは部門、技術委員会主催として開催することができる。

1) 電気学会主催

下記のいずれかに該当する場合、電気学会主催とすることができる。

- (a) 予算規模が2,000万円以上のもの
- (b) 海外で開催している場合の開催レベルが、学会相当のもの
- (c) 複数の技術委員会が共同で開催するもの
- (d) 経費の一部が文部科学省、日本学術振興会などから交付されるもの
- (e) その他特に理事会が承認したもの

2) 部門、技術委員会主催

海外で開催している場合の規模や開催レベルが、部門、技術委員会相当のもの

(2) 共同主催 (共催)

1) 本学会が、主格または同格となる共催 (Co-sponsored by)

(1)項の単独主催に準じた条件の場合で、開催手続き等も(1)項に準じる。

この場合、電気学会共催、部門共催、技術委員会共催の3種類がある。

2) 本学会が、主格や同格とはならない共催 (Technically Co-sponsored by)

実質は、(3)項の協賛・後援に準じた条件であるが、相手の学会等の要請により名目上共催とするもので、この場合も、電気学会共催、部門共催、技術委員会共催の3種類がある。対応も、(3)項の協賛、後援と同等とする。ただし、主格となる相手の学会等の組織委員会に委員を派遣することがある。

(3) 協賛・後援 (in cooperation with)

相手の学会等からの要請で、本学会として名を連ねることが有効と判断される場合に、協賛、後援とすることができる。原則として、電気学会レベルの協賛、後援とする。

開催案内を会員に告知する程度の対応とし、原則として労務・経費は分担しない。

(開催手続き)

第3条 本学会単独主催の第2条(1)項およびこれに準じた(2)1)項の場合の開催手続きは第4条以下による。

2. 協賛、後援の第2条(3)項およびこれに準じた(2)2)項の場合は、主催学会等から、原則として開催1年前までに会長宛の申請書の提出を受けて、研究経営担当副会長と理事が、協賛の可否を決定し、結果を国際活動委員会ならびに理事会へ報告する。

(申請と承認)

第4条 国際会議を計画する有志は、第2条(1)1)電気学会主催および(2)1)電気学会が主

格または同格となる共催の場合、原則として開催2年前までに、趣意書(様式1)を添えて国際活動委員会経由で会長に申請する。国際活動委員会において次のような面からの検討を行い、本学会主催、共催の可否を審議し、審議結果を理事会に報告し、理事会が決定する。

- (a)趣旨ならびに会議の内容
- (b)開催形式
- (c)予算内容と資金調達計画
- (d)他の同種国際会議との重複など

2. 国際会議を計画する部門、技術委員会の代表者等は、第2条(1)2)部門、技術委員会主催および(2)1)部門、技術委員会が主格または同格となる共催の場合、原則として開催2年前までに、趣意書(様式1)を添えて部門役員会経由部門長に申請し、部門役員会が主催、共催の可否を審議決定し、国際活動委員会および理事会へ報告する。ただし、予算規模が2,000万円以上のものは、電気学会主催と見なし理事会に報告し、理事会が決定する。

(組織委員会等の設置)

第5条 本学会主催を決定後、組織委員会を設置する。組織委員会発足までの間、必要に応じ準備委員会を設置することができる。

2. 会計理事、研究経営理事は、必要に応じ組織委員会、準備委員会に委員として参加する。
3. 他の学会への協力依頼等は、会長名で行う。

(組織委員会運営の一般事項)

第6条 組織委員会は、専用の国際会議事務局を設置する。

2. 組織委員会の会計、事務手続きなどは、第9条による。
3. 学会誌の会告欄で、国際会議開催の会員への周知を行う。
4. 正常な国交の保たれていない国または地域の機関に対しては、Call for papersを送付しない。
5. 論文集等の著作権の取扱いは、学会誌、部門誌の場合と同様とする。

(経過報告)

第7条 計画の基本事項に変更を生じた場合、組織委員会、準備委員会は本学会主催の可否決定に関与した国際活動委員会あるいは部門役員会に報告し承認を受けなければならない。

(国際会議終了後の諸手続き)

第8条 国際会議終了後、組織委員会は収支を含めた開催結果を、電気学会主催、共催の場合は、国際活動委員会および理事会へ報告して承認を得なければならない。

2. 部門、技術委員会主催・共催の場合は、部門役員会へ報告して承認を得て、国際活動委員会および理事会へ報告する。ただし、予算規模が2,000万円以上のものは、電気学会主催同様に国際活動委員会および理事会に報告して承認を得なければならない。
3. 前項の承認ならびに関係機関への報告を完了後、組織委員会を解散する。
4. 原則として、学会誌または部門誌に報告を掲載する。
5. 数年以内に再度日本での当該国際会議の開催が予定されている場合は、必要に応じ管理委員会を設置して、その業務を引き継ぐことができる。
管理委員会の設置、運営などは、第10条による。
6. 組織委員会の会計書類、資料等は、本学会事務局が引継ぎ、5年間保管する。
論文集に残部が生じた場合は、本学会事務局が引継いで販売し、本学会会計の雑収入とする。

(会計上の留意事項)

第9条 国際会議の会計は独立採算制とし、当該会議が主体となって決算を行う。

2. 電気学会および部門主催による国際会議は、電気学会の決算として処理を行う。その処理手続は、別に定める「各種会合の決算処理方法」による。
3. 国際会議事務局は、専用の参加費払込口座、P.O.BOX、寄付金払込口座を設置する。
4. 法人税法に定める指定寄付金の申請手続き等は、本学会名義で組織委員会が行う。
5. 準備資金として必要な場合には、「国際会議準備金融資の手引き」の定めるところにより、国際会議準備金より融資を受けることができる。
6. 決算で剰余金が生じた場合は、次による。
 - (1) 指定寄付金を受けた場合は、財務大臣の指示に従う。
 - (2) 指定寄付金を受けていない場合は、原則として全額を国際会議準備金に繰り入れる。ただし、管理委員会を設置して業務を引継ぐ場合には、原則として剰余金の20%を国際会議準備金に繰り入れる。

(管理委員会の設置、運営など)

第10条 管理委員会の設置を希望する場合、組織委員会は国際会議終了報告と一緒に、管理委員会設置趣意書を国際活動委員会に提出する。

趣意書には、会議名称、次回開催予定、委員会の設置目的・構成、剰余金の管理方法等を記載する。

2. 国際活動委員会は、管理委員会設置の適否を審議する。
3. 管理委員会は組織委員会解散と同時に発足する。委員には必要に応じ会計理事が参加する。
4. 管理委員会の会計は原則として独立会計とし、毎年度末に予算および決算を国際活動委員会に報告する。
5. 次回の国際会議開催のための組織委員会の設置が決定した時点で、国際活動委員会の承認を得て管理委員会は解散し、前回の組織委員会から引継いだ剰余金(20%の国際会議準備金繰り入れ分を除く)等の保有資産を、新組織委員会に引継ぐ。この場合、新組織委員会が引継いだ剰余金は、当該国際会議への寄付金と同等に扱うものとする。

(付則)

1. 平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 平成3年5月24日より施行する。
3. 平成6年4月12日、企画会議において一部改定。
4. 平成11年4月19日、理事会において承認。
5. 平成12年12月13日、理事会において一部改正。
6. 平成14年11月26日、国際活動委員会で一部改正。
7. 平成15年9月16日、国際活動委員会にて第9条1項を一部改正及び2項を追加承認。

国際会議計画趣意書

平成 年 月 日

社団法人 電気学会

会長 殿

または

部門長 殿

国際会議名

発起人、準備委員会

委員長等氏名

[基本的事項]

- ・ 国際会議の名称
- ・ 目的
- ・ 開催期日
- ・ 開催場所
- ・ 関連他学会等との主・共催の有無
- ・ 本会（または本学会技術委員会）の単独主催、あるいは主格または同格での共催を必要とする理由
- ・ 予算およびその調達方法
- ・ 事務局の構成案

[細目]

- ・ 開催の経緯
- ・ 発表論文数
- ・ 参加予定者数
- ・ 準備委員会の構成案